



# 憲法をくらしの中に生かそう。 広島法律事務所通信



亀老山展望公園から望むしまなみ街道(愛媛県今治市) 松岡幸輝 撮影

あけましておめでとーございませう

2024年は、悪いニュースばかり目立ち、将来に向けて明るい展望が持てない1年だったと思います。

ただ、刑事裁判の分野では、過去にない大きな動きがあったと言える1年でした。袴田事件の再審無罪判決が捜査機関による証拠ねつ造を明確に認めたことも、そのような動きの一つであるのは間違いないですが、ここで取り上げたいのは、プレサンス事件の付審判請求事件における大阪高裁の決定です。

プレサンス事件をご存知ない方もいらっしゃると思いますが、マンションデベロッパーであるプレサンス社の代表取締役・山岸忍さんが、マンション用地の買収に関連し、学校法人の土地の売却金を横領したお金から返済を受けると知りながら、お金を貸し付け、その後、返済を受けたとして横領の共犯に問われた事件です。

この事件では、山岸さんを有罪に追い込むため、大阪地検特捜部の田淵検事は、山岸さんの部下に対し、大声を上げて怒鳴り続けるなどのとんでもない取調べを行いました。

この取調べは、刑事訴訟法の規定に基づき録画されていたため、田淵検事のとんでもない取調べは、客観的にも明らかとなりました。そこで、山岸さんは、田淵検事を特別公務員暴行陵虐罪で告発したものの、検察が不起訴としたため、裁判所に事件を審判(刑事裁判)に付するよう請求しました。

大阪地裁はこれを認めなかったのですが、大阪高裁は認めました。それだけでなく、その理由の中で、以下のように述べています。

「本件取調べに関し、検察庁内部で田淵検事に対し、何らかの指導や処分があったことは記録上うかがわれず、特捜部内部、ひいては検察庁内部において、本件取調べがどの程度問題視されたかについても明らかではない」

「本件は個人の資質や能力にのみ起因するものと捉えるべきではない。改めて今、検察における捜査・取調べの運用の在り方について、組織として真剣に検討されるべきである」

この大阪高裁の判断は、今まで、警察や検察庁のひどい取調べによる自白等を、盲目的に受け入れ、自白を得るための長期の身体拘束(人質司法)を容認してきた裁判所が、ついに検察庁に対し「君たちの組織は今まではいけんよ」とダメ出したものだと思います。当然ではあるものの、今までは考えられなかった出来事です。

私は「取調べによる自白獲得」が金科玉条ようになっていた、捜査の在り方がついに変わる機会が到来していると思いますし、私も刑事弁護人の1人としてそのために頑張りたいと思っています。ただ、本当に変わるためには、市民の皆さんがこの問題に強い関心を持って頂く必要があります。この問題は、身近なものでは無いように見えて、実は誰でもいつ巻き込まれるか分からないものです。是非関心を持って下さい!!

(弁護士 井上明彦)

二〇二五年冬 広島法律事務所員一同